

パート収入と税金について

パートで働いている方にとって、パートの年間収入がいくらまでなら税金がかからないのか、また、配偶者が受けられる所得控除はどうなるのかは、大変気になるところです。

ここでは、夫婦のいずれかが市・県民税を納めている配偶者の場合について説明します。

配偶者ご自身への課税は？

ご自身に扶養する親族がおらず、年間の給与収入(※)が**106万5千円以下**のときは、市・県民税および森林環境税は課税されません。

市・県民税の基礎控除(43万円)のみで課税計算した場合、106万5千円を超えると市・県民税(均等割)および森林環境税が課税されます。

また、年間の給与収入が**160万円以下**のときは、所得税は課税されません。

※勤務先が複数の場合は、すべての給与収入を合計してください。

パート収入と税金の関係

納税する方の合計所得金額が、**1,000万円以下**の場合における配偶者のパート収入と税金の関係は、次の表のとおりです。

配偶者のパートの年間収入	配偶者自身の税金		納税する方に適用される控除
	市・県民税	所得税	
106万5千円以下	かからない	かからない	配偶者控除
106万5千円超 123万円以下	かかる		
123万円超 160万円以下		かかる	配偶者特別控除
160万円超 201万6千円未満			適用されない
201万6千円以上			

パート収入に対する税額速算表

所得控除が基礎控除のみである場合の市・県民税額および森林環境税額は、次の表のとおりです。

年間の給与収入	市・県民税 所得割	市・県民税 均等割	森林環境税	年税額
106万5千円以下	0円	0円	0円	0円
～110万円以下		4,400円 (※2,900円)	1,000円	5,400円(3,900円)
～123万円以下	～15,000円			～20,400円(18,900円)
～130万円以下	～22,000円	4,400円	～27,400円	

※均等割の納税義務を負う控除対象配偶者については、静岡市条例により均等割が軽減されます。

納税する方が受けられる控除は？

配偶者の合計所得金額が**58万円以下**(配偶者の年間の給与収入が123万円以下)のときは、納税する方は「配偶者控除」の適用が受けられます。

また、配偶者の合計所得金額が**58万円を超え133万円以下**(配偶者の年間の給与収入が123万円を超え201万円6千円未満)のときは、納税する方は「配偶者特別控除」の適用が受けられます。この場合、配偶者の年間収入が多いほど、納税する方の所得から控除される額が少なくなるしくみが設けられています。

なお、納税する方の合計所得金額が**1,000万円を超える**場合、「配偶者控除」「配偶者特別控除」の適用はありません。

配偶者控除・配偶者特別控除の早見表

配偶者の 年間の給与収入	納税する方の年間の給与収入(※2)									
	～1,095万円		～1,145万円		～1,195万円		1,195万円超			
	市民税 県民税	所得税	市民税 県民税	所得税	市民税 県民税	所得税	市民税 県民税	所得税		
123万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	配偶者控除・ 配偶者特別控除が 適用されない (※3)			
123万円以下(老人※1)	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円				
123万円超 160万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円				
160万円超 165万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円				
165万円超 170万円以下	31万円		21万円		11万円					
170万円超 175万円以下	26万円		18万円		9万円					
175万円超 180万円以下	21万円		14万円		7万円					
180万円超 185万円以下	16万円		11万円		6万円					
185万円超 190万4千円未満	11万円		8万円		4万円					
190万4千円以上 197万2千円未満	6万円		4万円		2万円					
197万2千円以上 201万6千円未満	3万円		2万円		1万円					
201万6千円以上	配偶者控除・配偶者特別控除が適用されない									

※1 老人控除対象配偶者は、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の控除対象配偶者が該当します。

※2 所得金額調整控除の適用がある場合は、納税する方の年間の給与収入に適用される控除額の値を加えてください。

※3 配偶者の年間の給与収入が123万円以下であるときは「同一生計配偶者」となり、配偶者が障害者に該当する場合、障害者控除の適用を受けることができます。

よくある質問

Q 会社を辞めたのですが、いつから扶養に入れますか(配偶者控除が適用になりますか)？

A 市・県民税は、前年の所得に基づいて計算します。辞めた年の年間の給与収入が123万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。なお、雇用保険の失業等給付は非課税所得のため、この年間の給与収入に含まれません。

Q 年間収入が130万円を超えると、扶養に入れなくなる(控除が適用されなくなる)と聞いたのですが？

A 税金の控除(扶養)ではなく、健康保険の扶養と思われます。詳しくは、夫婦いずれか扶養する方の勤務先の健康保険組合などにお問い合わせください。

このチラシの内容は、令和7年4月1日現在の法令に基づいているため、今後の法改正により変更となる場合があります。

お問い合わせ

市民税課 普通徴収第1係(葵区) ☎ 221-1041
普通徴収第2係(駿河区) ☎ 221-1542
清水市税事務所 市民税係(清水区) ☎ 354-2072

R7